

Coca-Cola West

第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年3月22日(水曜日) 午前10時

開催場所

福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	15
計算書類	18
監査報告書	21
株主総会参考書類	25
第1号議案 剰余金の処分の件	25
第2号議案 当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件	26
第3号議案 当社と新CCW設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件	46
第4号議案 定款一部変更の件	58
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	62
第6号議案 経営統合に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件	68
第7号議案 経営統合に伴う監査等委員である取締役3名選任の件	72
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	75

証券コード 2579

平成29年2月28日

株 主 各 位

福岡市東区箱崎七丁目9番66号

Coca-Cola West

コカ・コーラウエスト株式会社

代表取締役社長 吉 松 民 雄

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成29年3月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第59期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件
- 第3号議案 当社と新CCW設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件
- 第4号議案 定款一部変更の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第6号議案 経営統合に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第7号議案 経営統合に伴う監査等委員である取締役3名選任の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

4. 議決権のご行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月21日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権をご行使される場合には、4頁の【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成29年3月21日(火曜日)午後5時30分までにご行使ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等によって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、添付書類および株主総会参考書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ (<http://www.ccwest.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類および株主総会参考書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「企業集団の現況」のうち「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「従業員の状況」および「主要な借入先の状況」
- (2) 事業報告の「会社の現況」のうち「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」および「株式会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「個別注記表」
- (5) 株主総会参考書類第2号議案「当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」の「3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要」の「(3) C C E J (コカ・コーライーストジャパン株式会社) に関する事項」の「① 最終事業年度に係る計算書類等」のうち連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.ccwest.co.jp>) において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネットにより議決権をご行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより、議決権をご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより、議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

以上

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権をご行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権をご行使される場合は、使用する機種が128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉

☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時、土日祝日を除く)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用および所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が続いており、個人消費につきましても、消費者マインドに持ち直しの動きが見られます。

清涼飲料業界におきましては、夏期の好天の影響もあり市場は前年から拡大いたしました。清涼飲料各社間の販売競争は継続しているものの、各社において収益改善に向けた動きが見られるなど、業界環境に変化の兆しが見え始めてきております。

このような経営環境の中、清涼飲料事業におきましては、平成28年の経営方針を「RGM（レベニューグロスマネジメント）の進化：成長機会を特定し、適切な価格戦略および効果的な販促費の投下により、売上高と利益を増大させる。」、「ベンディングビジネスの変革：ベンディングビジネスにおける戦略立案から実行管理まで、全ての業務プロセスをゼロから見直し、厳しい市場環境においても勝ち続けるための変革モデルを構築する。」、「将来の成長に向けた投資：将来に向け、継続的に成長するための基盤強化と人材育成を図るべく、必要な投資は効果的に実行する。」とし、経営目標の達成を目指すとともに、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりを進めてまいりました。

また、厳しい経営環境下においても持続的な成長を可能とすべく、平成28年9月30日開催の取締役会において、平成29年4月1日を効力発生日（予定）として、株式交換および吸収分割を併用することにより、コカ・コーライーストジャパン株式会社と経営統合を行うことに合意いたしました。

健康食品業界におきましては、高齢化の進展や平成27年の機能性表示食品制度の施行を背景に、市場成長は前年からプラスとなりました。また、化粧品業界におきましても、アンチエイジングに関する意識の高まりなどから、市場は拡大傾向にあります。一方で、両業界とも他業種からの参入などを背景に、販売競争は激化しており、各社を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、ヘルスケア・スキンケア事業におきましては、平成28年の経営方針を「通販事業の立て直し：多様化するお客さまの行動に合わせた集客方法を展開するために積極的に投資し、より多くのお客さまを獲得するとともに、CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を強化し、お客さま一人当たりの購入回数および購入単価を向上させる。」、「新分野への挑戦：機能性表示食品を中心に新商品を積極的に上市するとともに、米国事業における通販モデルを確立することに

より、早期に成長を実現させる。」とし、強みを最大限に活かした活動を行い、お客さまからの信頼の獲得に努めてまいりました。

また、当社グループは、良き企業市民としての社会的責任を果たすだけでなく、事業活動を通じて社会課題の解決と当社グループの競争力向上の両立を図るべく、従来のCSR（企業の社会的責任）の取り組みに、共創価値（CSV：クリエイティングシェアードバリュー）の考え方を取り入れ、「健康」、「環境」、「コミュニティ」、「お客さま満足」、「品質保証」、「コンプライアンス」、「リスク管理」および「人権尊重と社員の働きがい」の8つを重点課題と位置づけ、事業活動に取り組んでおります。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,604億5千5百万円（前連結会計年度比4.5%増）となり、営業利益は211億4千3百万円（同比48.3%増）、経常利益は206億2百万円（同比50.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は52億4千5百万円（同比47.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

清涼飲料事業

営業面につきましては、各販売チャネルにおきまして、売場に応じた品揃えや、最適な価格・売り方を徹底するなど、お客さまの購買行動やニーズに対応したきめ細かい営業活動を行うことで、利益を伴う売上高の増加に取り組ましました。

商品戦略といたしましては、炭酸、無糖茶、コーヒー、水およびスポーツカテゴリーにおける競争力強化を図ってまいりました。炭酸カテゴリーでは、コカ・コーラブランドにおきまして、全世界で展開している「Taste the Feeling」キャンペーンの下、6月にはリオデジャネイロオリンピックの開催に合わせRIO2016限定デザイン「ゴールドボトル」を、11月には商品のラベルがリボンに変わる「リボンボトル」を発売するなど、「コカ・コーラ」ブランドの活性化を図りました。無糖茶カテゴリーでは、「綾鷹にごりほのか」の新発売や、基幹商品「爽健美茶」のリニューアル実施により、売上げ拡大を図りました。コーヒーカテゴリーにおきましては、成長を続けるボトル缶市場に向けボトル缶コーヒー「ジョージア ザ・プレミアム微糖」を、また新パッケージ（容量）として950ml PETボトルの「ジョージアカフェ ボトルコーヒー」を、さらに新ジャンルのコーヒーとして低温抽出で澄みきった味わいを実現した「ジョージア コールドブリュー」を発売いたしました。水およびスポーツカテゴリーにおきましては、「い・ろ・は・す」ブランドから「い・ろ・は・す なし」を、「アクエリアス」ブランドから「アクエリアス ウォーター」を発売するなど、商品ラインナップを拡大いたしました。また、これらの重点カテゴリーでの活動に加え、ヘルスケア・スキンケア事業とのコラボレーションによる新商品として、当社の子会社であるキューサイ株式会社が生産するケールを使用した「ミニッツメイド おいしいフルーツ青汁」を12月に発売し、健康分野での売上げ獲得に努めました。

チャンネル戦略といたしましては、各販売チャンネルにおきまして、売上げ拡大と収益性向上を目指した取り組みを進めてまいりました。チェーンストアチャンネルでは、商品特性を見極めた上で、商品別に価格帯ごとの販売数量を定めて販売することにより売上高単価の向上を図るとともに、適切な商品（カテゴリー、容量等）を最適な価格で販売するなど、きめ細かい営業活動を行うことで、利益を伴う売上高の増加に取り組みました。ベンディングチャンネルでは、売上げ拡大および環境負荷低減を図るべく、最新の自動販売機を積極的に設置してまいりました。また、4月より自動販売機と連動したスマートフォン専用アプリ「C o k e O N」のサービス提供を開始し、さまざまな自動販売機限定のプロモーションを実施いたしました。リテール・フードサービスチャンネルでは、飲食店や売店などお得意さまの業態や店舗の特性に応じ、適切な商品や最適な販売方法をきめ細かく提案するなど、売上げ拡大に取り組みました。また、インターネット通販による清涼飲料水の購入頻度が高まる中、インターネット通販店への営業活動にも注力してまいりました。

さらに、これらの活動の効果を高め、コカ・コーラビジネスの持続的成長を図るべく、ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社とのパートナーシップに基づき、共同でマーケティング活動を実施してまいりました。

S C M（サプライチェーンマネジメント）面につきましては、販売状況に合わせた柔軟な供給体制により、商品の安定供給および商品在庫の削減を実現いたしました。また、生産性向上によるコスト削減を図るべく、ボトル缶コーヒーの生産設備の導入やPETボトル容器の内製化を進めてまいりました。さらに、生産体制に合わせ物流拠点の集約を進めるなど、最適な供給ネットワークの構築を図り、生産および物流コストの削減に努めました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における清涼飲料事業の売上高は4,283億9千4百万円（前連結会計年度比5.1%増）となり、営業利益は183億6千9百万円（同比63.9%増）となりました。

ヘルスケア・スキンケア事業

ヘルスケア・スキンケア事業は、子会社であるキューサイ株式会社と、その子会社5社で展開しております。

商品戦略といたしましては、ヘルスケアおよびスキンケアの両分野におきまして、売上げ拡大を目指し、さまざまな新商品を投入してまいりました。ヘルスケア分野におきましては、体内でエネルギーを作り出すために重要なコエンザイムQ10を補う「ハツラツQ10」や、骨の健康を保つために必要な3つの成分を配合した「カルシウム&マグネシウム・ビタミンD」を発売し、新たな需要の獲得に努めました。スキンケア分野におきましては、「コラリッチ」ブランドから、「コラリッチBBパウダーファンデーション」やエイジングケア化粧水「コラリッチエクストラリッチローション」を発売するなど、関連商品の品揃えを充実させることにより、

「コラリッチ」シリーズの売上げ拡大を図りました。

チャンネル戦略といたしましては、主要な販売チャンネルである通販チャンネルにおきまして、基幹商品である「コラリッチ」や「ひざサポートコラーゲン」の通販番組の内容充実を図るとともに、商品に応じた効率的かつ効果的な広告宣伝費の投下に努め、新規のお客さまの獲得に取り組みました。また、定期コースのお客さまに向け、5月から会員情報誌の配布を開始いたしました。会員情報誌では、お客さまの声を取り入れ内容の充実を図るとともに、購読者限定のキャンペーンを実施するなど、既存のお客さまの継続購買促進と購入点数増加に取り組みました。さらに、より多くのお客さまにインターネットを通じて商品を購入いただけるよう、公式ショッピングサイトの内容充実にも取り組みました。

以上の取り組みを実施してまいりましたが、当連結会計年度におけるヘルスケア・スキンケア事業の売上高は320億6千1百万円（前連結会計年度比2.4%減）となり、営業利益は27億7千4百万円（同比9.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額257億円であります。

その主なものは次のとおりであり、いずれも清涼飲料事業におけるものであります。

- a. 自動販売機、クーラー等販売機器取得
- b. 本郷工場ボトル缶コーヒー製造設備導入

なお、セグメント別の設備投資額は、清涼飲料事業で254億円、ヘルスケア・スキンケア事業で3億円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区 分	第56期 (平成25年12月期)	第57期 (平成26年12月期)	第58期 (平成27年12月期)	第59期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高(百万円)	431,711	424,406	440,476	460,455
営業利益(百万円)	15,927	11,008	14,262	21,143
経常利益(百万円)	16,606	10,609	13,723	20,602
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	13,625	4,482	9,970	5,245
1株当たり当期純利益(円)	128.15	41.07	91.35	48.05
総資産(百万円)	374,418	337,260	378,105	377,468
純資産(百万円)	257,936	254,150	260,878	261,173
1株当たり純資産(円)	2,359.82	2,325.19	2,386.81	2,389.28

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、清涼飲料業界におきまして、個人消費の持ち直しが期待されるものの、お客さまニーズのさらなる多様化に伴う清涼飲料各社の戦略の変化など、引き続き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、清涼飲料事業におきましては、RGM（レベニューグロースマネジメント）の取り組みをさらに進化させるべく、適切な価格戦略の実行に加え、業態やお得意さまの状況に応じたきめ細かい営業活動の徹底により、利益を伴う売上高の拡大を図ってまいります。また、競争優位のベンディングビジネスモデルの構築に向け、生産性向上・効率化につながる優先課題への取り組みを強化するとともに、売上高拡大に向けたITソリューションを導入してまいります。さらに、社員の働きがい向上や会社の成長につながる投資を継続して実施してまいります。

また、健康食品業界および化粧品業界におきましては、市場の拡大が期待されるものの、他業種からの参入などにより販売競争の激化が見込まれるなど、厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況の中、ヘルスケア・スキンケア事業におきましては、競争力の高い新商品の発売や効果的な広告宣伝の実施により、新たなお客さまの獲得を目指すとともに、CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）のさらなる推進により、既存のお客さまの継続購買促進と購入点数増加を図ってまいります。また、新分野への挑戦として、新たな販売チャネルや新規事業の開拓にも取り組んでまいります。

さらに、清涼飲料事業およびヘルスケア・スキンケア事業のコラボレーションに継続して取り組むことにより、新たな成長機会を創造してまいります。

加えて、新統合会社「コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」の発足に向け、統合準備委員会において、準備を進めてまいります。当社およびコカ・コーライーストジャパン株式会社がそれぞれ培ってきた経験やノウハウを融合させ、新たな価値を創出することにより、コカ・コーラビジネスのさらなる成長を目指すとともに、日本の清涼飲料業界の発展に貢献してまいります。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 百万円	議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
四国コカ・コーラボトリング株式会社	100	100.0	飲料・食品の製造、販売
コカ・コーラウエストベンディング株式会社	80	100.0	自動販売機のオペレーション
西日本ビバレッジ株式会社	100	100.0	飲料の販売
コカ・コーラウエストセールスサポート株式会社	80	100.0	拠点内勤事業
コカ・コーラウエストプロダクツ株式会社	100	100.0	飲料の製造
コカ・コーラウエスト販売機器サービス株式会社	22	100.0	自動販売機関連事業
キューサイ株式会社	349	100.0	健康食品および化粧品等関連商品の製造・販売

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| a. 発行可能株式総数 | 270,000千株 |
| b. 発行済株式の総数（自己株式1,989千株を除く） | 109,136千株 |
| c. 株主数 | 45,528名 |
| d. 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
株 式 会 社 リ コ ー	17,075	15.6
公 益 財 団 法 人 新 技 術 開 発 財 団	5,294	4.9
薩 摩 酒 造 株 式 会 社	4,699	4.3
コカ・コーラホールディングズ・ウエストジャパン・インク	4,074	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,941	3.6
三菱重工メカトロシステムズ株式会社	3,912	3.6
INDUS MARKOR PARTNERS, LTD	3,700	3.4
株式会社MCAホールディングス	3,407	3.1
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	2,841	2.6
株式会社西日本シティ銀行	2,203	2.0

（注）当社保有の自己株式1,989千株につきましては、上記の表および持株比率の計算より除いております。

(2) 会社役員 の 状況

a. 取締役 の 状況 (平成28年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	吉 松 民 雄	社長 西日本鉄道株式会社社外取締役
代 表 取 締 役	柴 田 暢 雄	副社長 キューサイ株式会社代表取締役会長 特定非営利活動法人市村自然塾九州代表理事 株式会社九州リースサービス社外取締役
取 締 役	竹 森 英 治	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエスト販売機器サービス株式会社代表取締役社長
取 締 役	深 見 利 雄	グループ上席執行役員 コカ・コーラウエストセールスサポート株式会社代表取締役社長
取 締 役	岡 本 繁 樹	常務執行役員 C S V統括部長
取 締 役	藤 原 義 樹	常務執行役員 営業統括本部長
取 締 役	古 賀 靖 教	常務執行役員 企画・財務統括部長
取 締 役	本 坊 俊 一 郎	常務執行役員 営業統括本部九州営業本部長
取 締 役	三 浦 善 司	株式会社リコー代表取締役 社長執行役員・CEO
取 締 役 (常任監査等委員(常勤))	宮 木 博 吉	
取 締 役 (監査等委員(常勤))	田 口 忠 憲	
取 締 役 (監査等委員)	一 木 剛 太 郎	弁護士、宏和法律事務所 日本司法支援センター(法テラス)東京地方事務所所長 新日本電工株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	礪 山 誠 二	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス代表取締役副社長 株式会社西日本シティ銀行代表取締役副頭取 株式会社プレナス社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	大 神 朋 子	福岡商工会議所会頭 弁護士、國武綜合法律事務所

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行したため、宮木博吉、田口忠憲、三浦善司、礪山誠二および大神朋子の5氏は監査役を退任いたしました。
- (2) 平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、近藤史朗氏は取締役を退任いたしました。
- (3) 平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会において、三浦善司氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
- (4) 平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会において、宮木博吉、田口忠憲、一木剛太郎、礪山誠二および大神朋子の5氏は取締役(監査等委員)に新たに選任され就任いたしました。
- (5) 平成28年10月31日をもって、ヴィカス・ティク氏は取締役を辞任いたしました。なお、在任中は、ザ コカ・コーラカンパニー COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP C F O でありました。

2. 取締役 三浦善司ならびに取締役（監査等委員）一木剛太郎、礪山誠二および大神朋子の4氏は社外取締役であります。
3. 取締役 三浦善司ならびに取締役（監査等委員）一木剛太郎および大神朋子の3氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。
4. 取締役（監査等委員）田口忠憲氏は、当社の財務および経営企画部門における業務実績を通じて、財務および経理に関する豊富な経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と社外取締役 三浦善司、一木剛太郎、礪山誠二および大神朋子の4氏ならびに平成28年10月31日をもって辞任したヴィカス・ティク氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

c. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類		報酬等の総額	摘 要
		基本報酬	その他		
取締役 （うち社外取締役）	11名 （3名）	346百万円 （13百万円）	－ （－）	346百万円 （13百万円）	（注）2、4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3名）	42百万円 （16百万円）	－ （－）	42百万円 （16百万円）	（注）2
監査役 （うち社外監査役）	5名 （3名）	11百万円 （2百万円）	－ （－）	11百万円 （2百万円）	（注）3
合計 （うち社外役員）	16名 （6名）	400百万円 （32百万円）	－ （－）	400百万円 （32百万円）	（注）4

（注）1. 平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行しました。

2. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会における決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額500百万円以内（うち社外取締役については年額50百万円以内）、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と定められております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年3月24日開催の第51回定時株主総会における決議により、年額100百万円以内と定められております。
4. 上記には、平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および平成28年10月31日をもって辞任した社外取締役1名に支給した報酬等を含んでおります。また、支給人数の合計は取締役、監査等委員である取締役および監査役の重複する人数（5名）を除いて記載しております。

d. 社外役員に関する事項

- (a) 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況等
(平成28年12月31日現在)

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	三 浦 善 司	株式会社リコー代表取締役 社長執行役員・CEO
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	一 木 剛 太 郎	弁護士、宏和法律事務所 日本司法支援センター（法テラス）東京地方事務所所長 新日本電工株式会社社外取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	磯 山 誠 二	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス代表取締役副社長 株式会社西日本シティ銀行代表取締役副頭取 株式会社ブレナス社外取締役（監査等委員） 福岡商工会議所会頭
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 神 朋 子	弁護士、國武綜合法律事務所

- (注) 1. 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。
- (1) 株式会社リコーは当社の「その他の関係会社」であります。なお、当社との間に重要な取引関係はありません。
 - (2) 当社と宏和法律事務所との間に、記載すべき関係はありません。
 - (3) 当社と日本司法支援センターとの間に、記載すべき関係はありません。
 - (4) 当社と新日本電工株式会社との間に、記載すべき関係はありません。
 - (5) 当社と株式会社西日本フィナンシャルホールディングスとの間に、記載すべき関係はありません。
 - (6) 当社は、株式会社西日本シティ銀行との間に資金の預け入れ等の取引関係があります。
 - (7) 当社は、株式会社ブレナスとの間に飲料の販売等の取引関係があります。
 - (8) 当社は、福岡商工会議所に対して、会費および出向社員の人件費等の支出を行っております。
 - (9) 当社と國武綜合法律事務所との間に、記載すべき関係はありません。
2. 平成28年10月31日をもって、ヴィカス・ティク氏は取締役を辞任いたしました。なお、在任中は、ザ コカ・コーラカンパニー COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP C F Oであり、同社と当社との間でコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。

(b) 当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役	三 浦 善 司	当事業年度中に開催した取締役会8回、監査役会3回のすべてに出席し、主に企業経営（財務戦略）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	一 木 剛 太 郎	当事業年度中、当社取締役（監査等委員）に就任後に開催した取締役会6回のうち5回、監査等委員会5回のうち4回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	磯 山 誠 二	当事業年度中に開催した取締役会8回、監査等委員会5回、監査役会3回のすべてに出席し、主に金融機関での豊富な経営経験や見識を基に、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	大 神 朋 子	当事業年度中に開催した取締役会8回、監査等委員会5回、監査役会3回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 平成28年10月31日をもってヴィカス・ティク氏は取締役を辞任いたしました。なお、同氏は、同氏の在任期間中に開催した取締役会7回のうち5回に出席し、主に企業経営（財務戦略）に関する豊富な経験や見識を基に、適宜発言を行いました。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	163,587	流動負債	55,739
現金及び預金	63,849	支払手形及び買掛金	15,990
受取手形及び売掛金	29,649	1年内返済予定の長期借入金	17
有価証券	23,112	未払法人税等	5,717
商品及び製品	27,279	未払金	25,042
仕掛品	652	販売促進引当金	308
原材料及び貯蔵品	1,998	その他	8,662
繰延税金資産	2,572	固定負債	60,556
その他	14,761	社債	50,000
貸倒引当金	△287	長期借入金	183
固定資産	213,881	繰延税金負債	2,965
有形固定資産	157,815	退職給付に係る負債	3,505
建物及び構築物	31,162	役員退職慰労引当金	191
機械装置及び運搬具	22,688	その他	3,709
販売機器	39,999	負債合計	116,295
土地	62,128	(純資産の部)	
建設仮勘定	5	株主資本	257,114
その他	1,829	資本金	15,231
無形固定資産	27,557	資本剰余金	109,072
のれん	22,668	利益剰余金	137,404
その他	4,889	自己株式	△4,593
投資その他の資産	28,508	その他の包括利益累計額	3,643
投資有価証券	20,144	その他有価証券評価差額金	4,092
繰延税金資産	1,367	繰延ヘッジ損益	77
退職給付に係る資産	123	為替換算調整勘定	△3
その他	7,392	退職給付に係る調整累計額	△522
貸倒引当金	△519	非支配株主持分	414
資産合計	377,468	純資産合計	261,173
		負債純資産合計	377,468

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		460,455
売上原価		221,844
売上総利益		238,611
販売費及び一般管理費		217,467
営業利益		21,143
営業外収益		
受取利息・受取配当金	459	
持分法による投資利益	199	
その他の	580	1,239
営業外費用		
支払利息	468	
その他	1,312	1,780
経常利益		20,602
特別利益		
固定資産売却益	921	
投資有価証券売却益	209	1,131
特別損失		
減損損失	6,857	
災害による損失	1,081	
たな卸資産廃棄損	930	
投資有価証券評価損	156	9,025
税金等調整前当期純利益		12,707
法人税、住民税及び事業税	7,039	
法人税等調整額	364	7,404
当期純利益		5,303
非支配株主に帰属する当期純利益		58
親会社株主に帰属する当期純利益		5,245

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 余 金	利 余 金	益 金	株 主 資 本 計		
平成28年1月1日残高	15,231	109,072	136,851			△4,586	256,569
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	△4,692			—	△4,692
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,245			—	5,245
自己株式の取得	—	—	—			△6	△6
自己株式の処分	—	—	0			0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—			—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	552			△6	545
平成28年12月31日残高	15,231	109,072	137,404			△4,593	257,114

	そ の 他 の 計 包 括 利 益 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 累 計 調 整 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年1月1日残高	5,217	△177	17	△1,132	3,924	384	260,878
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△4,692
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,245
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,125	255	△20	609	△280	30	△250
連結会計年度中の変動額合計	△1,125	255	△20	609	△280	30	295
平成28年12月31日残高	4,092	77	△3	△522	3,643	414	261,173

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	146,100	流 動 負 債	61,919
現金及び預金	57,511	買掛金	13,967
受取手形	26	未払金	24,704
有価証券	27,553	未払費用	834
商品及び製品	23,112	未払法人税等	3,921
仕掛品	22,638	預り金	18,376
材料及び貯蔵品	0	その他	114
前払費用	781	固 定 負 債	55,122
繰延税金資産	4,552	社 債	50,000
短期貸付	1,164	繰延税金負債	2,739
関係会社短期貸付	9	退職給付引当金	483
未収入金	811	資産除去債務	875
その他金	7,036	そ の 他	1,024
倒引当金	1,006	負 債 合 計	117,042
固定資産	△103	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	223,692	株 主 資 本	248,679
建物	137,741	資 本 金	15,231
構築物	25,106	資 本 剰 余 金	108,166
機械及び装置	2,103	資 本 準 備 金	108,166
車両運搬具	19,065	利 益 剰 余 金	129,874
工具、器具及び備品	1,953	利 益 準 備 金	3,316
販売機	1,102	そ の 他 利 益 剰 余 金	126,557
土地	35,627	特別償却準備金	1
リース資産	52,779	圧縮記帳積立金	849
建設仮勘定	0	地域社会貢献積立金	561
無形固定資産	3	別途積立金	110,388
借入金	29	繰越利益剰余金	14,756
ソフトウエア	3,909	自 己 株 式	△4,593
その他	22	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,070
投資その他の資産	81,988	その他有価証券評価差額金	4,070
投資有価証券	14,970	純 資 産 合 計	252,750
関係会社株	61,006	負 債 純 資 産 合 計	369,792
長期貸付	56		
関係会社長期貸付	1,672		
破産更生債権等	145		
長期前払費用	2,762		
前払金の費用	250		
その他	1,493		
倒引当金	△370		
資 産 合 計	369,792		

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		385,889
売 上 原 価		212,015
売 上 総 利 益		173,874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		161,110
営 業 利 益		12,763
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	2,811	
そ の 他	372	3,183
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	460	
そ の 他	840	1,300
経 常 利 益		14,647
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	1,610	
固 定 資 産 売 却 益	737	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	198	2,546
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	979	
減 損 損 失	64	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7	1,051
税 引 前 当 期 純 利 益		16,142
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,080	
法 人 税 等 調 整 額	27	4,108
当 期 純 利 益		12,034

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金			自己株式			株 資 合 主 本 計
		資 本 金 準 備	資 本 金	利 準 備	益 金	そ の 他 利 剰 余 金 (注) 1		利 剰 余 金 合 計		
平成28年1月1日残高	15,231	108,166	3,316		119,215	122,532	△4,586	241,344	5,255	246,599
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,692	△4,692	—	△4,692	—	△4,692
当期純利益	—	—	—	—	12,034	12,034	—	12,034	—	12,034
準備金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△6	△6	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△1,185	△1,185
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	7,341	7,341	△6	7,335	△1,185	6,150
平成28年12月31日残高	15,231	108,166	3,316		126,557	129,874	△4,593	248,679	4,070	252,750

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	そ の 他 利 益 剰 余 金						その他利益 剰余金合計
	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	地域社会 貢献積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金	
平成28年1月1日残高	3	667	735	108,388	9,421	119,215	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,692	△4,692	
当期純利益	—	—	—	—	12,034	12,034	
準備金の取崩	△1	—	—	—	1	—	
積立金の積立	—	197	—	2,000	△2,197	—	
積立金の取崩	—	△15	△174	—	189	—	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	
自己株式の処分	—	—	—	—	0	0	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	△1	182	△174	2,000	5,334	7,341	
平成28年12月31日残高	1	849	561	110,388	14,756	126,557	

2. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

コカ・コーラウエスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 克 哲 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐田 明 久 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 伸 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コカ・コーラウエスト株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コカ・コーラウエスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表の会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より、販売機器の主な耐用年数を見直し、将来にわたり変更している。
2. 連結注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日を効力発生日（予定）として、コカ・コーラウエストジャパン株式会社との間で統合契約および株式交換契約を同日締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

コカ・コーラウエスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 塚原 克 哲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐田 明 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石井 伸 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コカ・コーラウエスト株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 個別注記表の会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より、販売機器の主な耐用年数を見直し、将来にわたり変更している。
2. 個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日を効力発生日（予定）として、コカ・コーラウエストジャパン株式会社との間で統合契約および株式交換契約を同日締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 2月20日

コカ・コーラウエスト株式会社 監査等委員会

常任監査等委員(常勤)	宮 木 博 吉	Ⓜ
監査等委員(常勤)	田 口 忠 憲	Ⓜ
監査等委員	一 木 剛太郎	Ⓜ
監査等委員	礒 山 誠 二	Ⓜ
監査等委員	大 神 朋 子	Ⓜ

(注) 監査等委員 一木剛太郎、監査等委員 礒山誠二、監査等委員 大神朋子は、「会社法」第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円（うち記念配当（※1）1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,619,279,480円となります。

これにより、中間配当を含めると、年間の配当金は1株につき46円（うち記念配当（※1）2円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月23日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

地域社会貢献積立金（※2） 561,655,042円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 561,655,042円

※1 当事業年度は、コカ・コーラウエストジャパン株式会社と近畿コカ・コーラボトリング株式会社との経営統合から10年の節目を迎える年であることから、普通配当に加えて、1株当たり2円の記念配当（中間配当1円、期末配当1円）を実施するものです。

※2 これまで、当社は地域社会貢献活動に積極的かつ継続的に取り組むことのステークホルダーへの意思表示として株主のみなさまのご承認をいただき地域社会貢献積立金の積立てを行ってきたものの、コカ・コーライーストジャパン株式会社との経営統合の効力が発生することを条件として、平成29年4月1日からはコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社として、企業価値向上のための新たな方針の下、地域社会に対する貢献活動を実施していくこととなることから、従来の方針に基づく「地域社会貢献積立金」を全額取り崩すことについて、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案 当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、平成28年9月30日開催の取締役会において、平成29年4月1日を効力発生日（予定）（以下、本効力発生日といいます。）として、株式交換および吸収分割を併用することにより、コカ・コーライーストジャパン株式会社（以下、CCEJといいます。）との経営統合（以下、本経営統合といいます。）を行うため、同社との間で統合契約（以下、本統合契約といいます。）および当社を株式交換完全親会社とし、CCEJを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換といいます。）に係る株式交換契約（以下、本株式交換契約といいます。）を締結すること、ならびに、本経営統合に際して持株会社体制へ移行するため、当社の100%出資子会社として設立する新CCW設立準備株式会社（以下、新CCWといいます。）に、当社のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業（以下、本件事業といいます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下、本会社分割といいます。）に係る吸収分割契約を締結することを承認し、本統合契約および本株式交換契約を締結いたしました。

本経営統合による統合後の新会社の名称は、第4号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下、CCBJIといいます。）とします。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

1. 本株式交換を行う理由

当社は、昭和35年に日米飲料株式会社（のちの北九州コカ・コーラボトリング株式会社）として設立され、九州北部を営業地域とするコカ・コーラボトラーとして事業を行っておりましたが、平成11年以降に5つのコカ・コーラボトラーと経営統合を行い、現在では総人口約45百万人の近畿・中国・四国・九州地域の2府20県で事業展開するコカ・コーラボトラーとなりました。当社は国内におけるコカ・コーラブランド製品の販売数量の約35%を占めています。

CCEJは、昭和31年に設立された国内初のコカ・コーラボトラーである東京コカ・コーラボトリング株式会社を含む、関東・東海地域におけるコカ・コーラボトラー4社の経営統合により、平成25年7月に発足しました。平成27年4月には仙台コカ・コーラボトリング株式会社を完全子会社化することにより、現在では総人口約66百万人の南東北・関東・東海地域の1都15県で事業展開するコカ・コーラボトラーとなりました。CCEJは国内におけるコカ・コーラブランド製品の販売数量の約51%を占めています。

国内の清涼飲料市場においては、お客さま（消費者）やお得意さまのニーズが多様化しており、また清涼飲料各社間の販売競争が激化する等、厳しい経営環境が続いております。

両社は、これまで日本のコカ・コーラシステムの一員として営業、製造および調達などの分野において、連携を強化してまいりましたが、厳しい経営環境下においても新たなビジネスチャンスを獲得し、持続的な成長を可能とするために、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。本経営統合を通じて、より強固な経営基盤を構築するとともに、両社がこれまでに培ってきた、お客さま起点での営業活動や、製造分野における生産効率向上などのノウハウを結集し、激化する競争環境に迅速に対応してまいります。そして、売上高において世界第3位のトップクラスのコカ・コーラボトラーとしての体制実現に取り組むことにより、お客さま（消費者）、お得意さま、お取引先さま、株主さま、社員等全てのステークホルダーにとっての価値を高めることが可能になるとの結論に至りました。

CCBJIは売上高拡大とコスト削減・生産性向上により収益力を強化するとともに、社員の能力開発にも力を注ぎ、世界でも通用するコカ・コーラボトラーを目指します。CCBJIは、両社がそれぞれのエリアで築いてきた地域密着の営業活動の進化に加え、サプライチェーンにおけるコスト競争力の強化、業務プロセスの変革、人材配置の最適化および日本のコカ・コーラシステム全体のあり方の見直し等により、3年間で200億円（税金等調整前当期純利益ベース）のシナジー創出を見込んでおります。また、地域に密着した事業活動と社会貢献活動により注力することで、地域社会との共生・共栄を目指してまいります。

当社およびCCEJは、本経営統合により清涼飲料市場における競争優位を高め、日本のコカ・コーラシステムの変革を加速し、清涼飲料業界の発展に寄与できるものと確信しております。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社およびCCEJが平成28年9月30日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

コカ・コーラウエスト株式会社（住所：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下「甲」という。）及びコカ・コーライーストジャパン株式会社（住所：東京都港区赤坂六丁目1番20号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲は平成29年4月1日に、商号をコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社に変更する。

第1条（株式交換及び株式交換と同時に行う組織再編）

1. 本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。
2. 甲は、本契約締結日後速やかに、発起設立の方法により甲の完全子会社（以下「本承継会社」という。）を新たに設立した上で、本承継会社の設立後速やかに、本承継会社との間で甲及び乙が別途合意する内容による吸収分割契約を締結し、本効力発生日（第6条第1項に定義される。以下同じ。）付で、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業に係る権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）を行う。但し、本会社分割の効力の発生は、本効力発生日において、本株式交換の効力が発生していることを停止条件とする。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の株式数の合計に0.75を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.75株を割り当てる。
3. 甲は、前二項に基づき本割当対象株主に対して交付又は割り当てる株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条（乙の新株予約権の取扱い）

乙は、乙が発行している全ての新株予約権を、当該新株予約権の新株予約権者との合意により有償で取得することができる（但し、新株予約権1個当たりの取得価格は、CCEJが発行している普通株式1株の時価（市場株価）に100を乗じた額から100円を控除した額を上限とする。）。また、乙は、当該新株予約権につき、その発行要項の規定に従って、当該新株予約権の新株予約権者に対してその行使を認めることもできるものとする。CCEJは、当該各新株予約権のうち、発行要項に定める行使可能期間の最終日又は本効力発生日の前日のいずれか早い方の日までCCEJにより取得がなされず、かつ、新株予約権者により行使がなされなかったものについては、本効力発生日の前日までに、発行要項及び新株予約権者との割当契約書の規定に従って全て無償で取得し、これを消却する。

第5条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、本株式交換の本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに、その所有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する株式を含む。）の全部を消却する。

第6条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。
2. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由（疑義を避けるため、1933年米国証券法に基づく米国連邦証券取引委員会への登録義務を果たすために必要な行為を含むが、これに限られない。）により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法第790条に従って、本効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会の承認)

1. 甲は、平成29年3月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議並びに次に記載する内容を含む定款変更（なお、次に記載する内容は本契約締結日現在で甲及び乙が合意に達した変更内容であり、持株会社の定款案については以下に規定される内容以外の事項（定款第2条の柱書より後の部分を含む。）を本契約締結日後に甲及び乙は引き続き協議し、最終的な定款変更案は甲及び乙により別途合意される内容のものとする。）（以下「甲定款変更」という。）を行う決議及び甲乙間で別途合意する本効力発生日における甲の役員（本株式交換がその効力を生ずることを条件として本効力発生日付で選任される甲の役員を含む。）選任の決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

<甲定款変更の内容>

(下線部が変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>コカ・コーラウエスト株式会社</u>と称し、英文では、<u>COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 以下 略 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億7千万株</u>とする。</p> <p>(員数) 第20条 当社に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>15名以内</u>をおく。</p> <p>2. 以下 略</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</u>と称し、英文では、<u>Coca-Cola Bottlers Japan Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) 以下 略 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>(員数) 第20条 当社に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）<u>10名以内</u>をおく。</p> <p>2. 以下 略</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成29年4月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p>

2. 乙は、平成29年3月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成28年12月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当（期末配当）を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき24円
 - (2) 乙：普通株式1株につき16円
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間（同日を含む。以下同じ。）において、以下のいずれかの事由に該当する場合は、甲又は乙のうち当該事由の発生につき帰責性を有しない当事者は、相手方と協議の上、本契約を解除することができる。また、本契約の解除に代えて、相手方に対して、本株式交換の条件の変更を求めることができるものとし、この場合、甲乙間で協議の上、合意により、本契約の条件を変更することができる。

- (1) 相手方について、その財産状態、経営成績、事業、権利義務その他の状況に重大な悪影響を与える事由が発生又は判明した場合。
- (2) 本株式交換の実行の支障となる重大な事由が発生又は判明した場合（本株式交換における株式交換比率の算定に重要な影響を与える事由が発生又は判明した場合を含むが、これらに限られない。）。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかにおいて本契約の株主総会の承認が得られない場合。
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令（外国の法令を含む。）に基づき、本株式交換に関し必要な関係官庁等からの承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出が完了しない場合。
- (3) 本効力発生日の前日までの間に、本会社分割が中止された場合又は効力を失った場合。
- (4) 本効力発生日の前日までの間に、甲の株主総会にて、本会社分割又は甲定款変更の承認が得られない場合。
- (5) 本効力発生日の前日までの間に、甲の株主総会において、甲乙間で別途合意する本効力発生日における甲の新任取締役のうち一人も選任の承認が得られない場合又は当該新任取締役のうち一人も本効力発生日における就任の見込みがなくなった場合。

第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、本契約当事者間で誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以下、余白

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年9月30日

甲 福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

乙 東京都港区赤坂六丁目1番20号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 対価の総数および割当てに関する事項

当社は、本株式交換契約の締結に際して、以下のとおり、対価の総数および割当ては相当であると判断いたしました。また、当社は、その後においてもかかる判断に重要な影響を与える事由は生じていないと判断しております。

1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	CCEJ
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.75

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下、本株式交換比率といいます。）

CCEJの普通株式1株に対して当社の普通株式0.75株を割当て交付します。ただし、当社が所有するCCEJの株式（18,576株（平成28年6月30日時点））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

上記株式交換比率の算定に重要な影響を与える事由が発生または判明した場合等には、両社による協議・合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数（予定）

本株式交換により新たに発行する株式数 普通株式：95,118,264株（予定）

上記株式数は、平成28年6月30日時点における、CCEJの発行済株式数（127,680,144株）、自己株式数（837,216株）、当社が保有するCCEJ株式数（18,576株）に基づいて記載しております。

なお、CCEJは、後記3.（3）②1）「本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い」のとおり本統合契約書の締結日以後も、CCEJが発行している全ての新株予約権の行使を認めるとともに、本株式交換により当社がCCEJの発行済株式の全部を取得する時点の直前時点で、CCEJが保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じてCCEJが取得する株式を含みます。）の全部を消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い単元未満株式を所有することとなる株主のみなさまにつきましては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式と合わせて1単元（100株）となるよう、株式の売渡しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる株主のみなさまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

2) 割当ての内容の根拠および理由

当社およびCCEJは、本株式交換に用いられる上記3.(1)①1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMBC日興証券株式会社（以下、SMBC日興証券といいます。）を、CCEJはJPモルガン証券株式会社（以下、J.P.モルガンといいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、平成28年9月30日に開催された両社の取締役会において、本株式交換比率を決定し、合意いたしました。

3) 算定に関する事項

a) 算定機関の名称および両社との関係

当社の算定機関であるSMBC日興証券およびCCEJの算定機関であるJ.P.モルガンは、いずれも当社およびCCEJから独立しており、当社およびCCEJの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

b) 算定の概要

(SMB C日興証券)

SMB C日興証券は、当社およびCCE Jについて、当社が株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）および証券会員制法人福岡証券取引所（以下、福岡証券取引所といいます。）に、CCE Jが東京証券取引所にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成28年9月29日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間および3ヶ月間の株価終値単純平均値、ならびに両社の平成28年12月期第2四半期決算発表日の翌営業日である平成28年8月15日から算定基準日までの期間の終値単純平均値）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、DCF法といいます。）を採用いたしました。

なお、SMB C日興証券による株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるCCE Jの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.74~0.78
DCF法	0.67~0.85

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、SMB C日興証券の株式交換比率の算定は、平成28年9月29日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、SMB C日興証券が、DCF法による算定の前提とした平成28年12月期から平成37年12月期までの当社の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成28年12月期において、清涼飲料事業における販売が堅調に推移していることおよび業務品質の向上等により営業利益は対前年度比較で43.7%の増益となることを見込んでおり、平成29年12月期においては、平成28年12月期において熊本地震による特別損失の発生等の一時的な影響があったため、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。また、SMB C日興証券が、DCF法による算定の前提とした平成28年12月期から平成37年12月期までのCCE Jの事業計画についても、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造や物流・配送といったサプライチェーン領域を中心に効率化と費用削減効果や投資効果の発現等により平成28年12月期および平成31年12月期において、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。

(J.P. モルガン)

J.P. モルガンは、当社およびCCE Jの株式の価値について、市場株価法による算定を行うとともに、両社についての公開情報、ならびにCCE JからJ.P. モルガンに対して提出された、CCE Jの経営陣により作成されたCCE Jに関する財務予測および当社の経営陣が作成しCCE Jの経営陣による修正が加えられた当社に関する財務予測に基づく類似会社比較法およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー）法による算定を行いました。そして、各手法による算定の結果、本株式交換については以下の株式交換比率の算定レンジが示されました。なお、以下の株式交換比率の算定レンジは、CCE Jの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式の数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価法については、平成28年9月29日（以下、基準日といいます。）を算定基準日として、基準日における両社の東京証券取引所市場における普通株式の普通取引の終値、ならびに基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の両社のかかる終値の単純平均値を算定の基礎としております。

J.P. モルガンが、DCF法による算定の前提とした平成28年12月期から平成37年12月期までの当社の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、J.P. モルガンが、DCF法による算定の前提とした平成28年12月期から平成37年12月期までのCCE Jの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造や物流・配送といったサプライ

チェーン領域を中心とした効率化と費用削減効果や投資効果の発現等により、平成28年12月期および平成31年12月期において、対前年度比較で大幅な増益となることを見込んでおります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価法	0.70～0.80
2	D C F 法	0.69～0.80
3	類似会社比較法	0.55～0.70

また、J.P. モルガンは、平成28年9月29日付で、同社の意見表明書に記載された要因および前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率がC C E Jの普通株式の保有者（当社ならびにその子会社および関係会社を除きます。）にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書をC C E Jの取締役会に提出しております。

当該意見表明書は、C C E Jの取締役会による本株式交換の評価に関連し、かつかかる評価を行う際の参考として用いられることを目的としてC C E Jの取締役会に提出されたものです。なお、当該意見表明書は、本株式交換その他の事項に関して、C C E Jの株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。

J.P. モルガンは、当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたり、公開情報、C C E Jもしくは当社から提供を受けた情報またはC C E Jもしくは当社と協議した情報およびJ.P. モルガンが検討の対象とした、またはJ.P. モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性および完全性について検証を行ってはおりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。J.P. モルガンは、C C E Jまたは当社のいかなる資産および負債についての評価または査定も行っておらず、また、そのような評価または査定の提供も受けておらず、さらに、J.P. モルガンは、倒産、支払停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令の下でのC C E Jまたは当社の信用力についての評価も行っておりません。J.P. モルガンは、C C E Jおよび当社から提出されたまたはそれらに基づき算出された財務分析および予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析や予測に関連するC C E Jおよび当社の将来の業績や財務状況に関する経営陣の現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としており、また、J.P. モルガンは当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたり、当社の経営陣が作成した同社

に関する財務予測および当社の経営陣が作成しCCEJの経営陣による修正が加えられた当社に関する財務予測における業績の相対的な実現可能性に関するCCEJの経営陣による評価に基づき、当該修正後の当社に関する財務予測に依拠しております。そして、J.P.モルガンは、かかる分析もしくは予測またはそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J.P.モルガンはまた、本株式交換契約および本統合契約ならびにこれらの契約により意図される他の取引が、日本の税法上、非課税組織再編として適格であること、およびこれらの契約に規定されたとおりに実行されること、ならびにこれらの契約の最終版がJ.P.モルガンに提出されていたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J.P.モルガンは、本統合契約および本株式交換契約ならびにこれらに関連する契約においてCCEJおよび当社が行った表明と保証が、J.P.モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在および将来に亘り真実かつ正確であること、ならびにCCEJが本統合契約および本株式交換契約ならびにこれらに関連する契約に規定された、J.P.モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J.P.モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点についてはCCEJのアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J.P.モルガンは、本株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意または許認可が、CCEJもしくは当社または本株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

J.P.モルガンによる当該意見表明書に記載された意見およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定は、必然的に、平成28年9月29日現在でJ.P.モルガンが入手している情報および同日現在の経済、市場その他の状況に基づいております。同日より後の事象により、当該意見が影響を受けることがあります。J.P.モルガンは当該算定の結果および当該意見の内容を修正、変更または再確認する義務は負いません。当該意見表明書は、本株式交換における株式交換比率がCCEJの普通株式の保有者（当社ならびにその子会社および関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものとどまり、CCEJの他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員に対して本株式交換に関連して支払われる対価が公正であることについての意見を述べるものではなく、また、本株式交換を実行するというCCEJの決定の是非について意見を述べるものではありません。さらに、J.P.モルガンは、本株式交換のいかなる当事者の役員、取締役もしくは従業員、またはいかなる役職につく関係者についても、CCEJの普通株式の保有者に適用される

本株式交換における株式交換比率に関連する報酬の金額または性質に関して意見を述べるものではなく、または当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。J. P. モルガンは、将来において取引される C C E J の普通株式または当社の普通株式の価格に関し、意見を述べるものではありません。

C C E J から J. P. モルガンに対して提出された両社の各財務予測は、それぞれ両社の経営陣により作成されており、また、J. P. モルガンは、当該意見表明書に記載された意見の表明およびその基礎となる本株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたっては、C C E J の経営陣により修正された当社に関する財務予測に依拠しております。なお、C C E J および当社のいずれも、J. P. モルガンによる本株式交換の分析に関連して J. P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、また、これらの財務予測は一般に公開することを目的としては作成されておりません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ両社の経営陣が制御できない多くの変数および前提条件（一般経済、競争条件および現行利子率に係る要因を含みますが、これらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測と大幅に異なる可能性があります。

上記の本株式交換における株式交換比率の算定の結果およびその算定の手法の概要は、J. P. モルガンによる分析またはデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書は複雑な過程を経て作成されており、その分析結果の一部または要約の記載は必ずしも適切ではありません。J. P. モルガンの分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなく、その一部または要約を選択することは、J. P. モルガンの分析および意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらすおそれがあります。J. P. モルガンは、その意見を表明するにあたり、ある限られた分析または要因を特別に重視することなく、また、個別に検討したそれぞれの分析または（プラスもしくはマイナスの）要因が J. P. モルガンの意見を裏付けたかまたは裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J. P. モルガンは、意見を表明するにあたり、その分析および要因を全体的に考慮いたしました。上記分析に際して比較対象として検討されたいかなる会社も、C C E J または当社の事業部門または子会社と同一ではありません。但し、比較対象として検討された会社は、J. P. モルガンによる分析の目的上、（場合により）C C E J または当社とそれぞれ類似すると考えられる事業に従事する公開会社であるという理由により選択されたものです。なお、J. P. モルガンによる分析は、C C E J または当社との比較対象として検討された会社の財務および事業上の特性の相違、ならびにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討および判断を必然

的に伴います。

J.P. モルガンは、本株式交換に関するCCEJのファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価としてCCEJから報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本株式交換が実行された場合のみ発生いたします。さらに、CCEJは、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P. モルガンを補償することに同意しております。当該意見表明の日付までの2年間において、J.P. モルガンおよびその関係会社は、CCEJまたは当社のためにその他の重要なファイナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務または投資銀行業務を行ったことはありません。なお、J.P. モルガンおよびその関係会社は、CCEJおよび当社の発行済株式総数のそれぞれ1%未満に相当する普通株式を、自己勘定で保有しております。またJ.P. モルガンおよびその関係会社は、その通常の業務において、CCEJまたは当社が発行した債券または株式その他の金融商品（デリバティブ、銀行融資その他の債務を含みます。）の自己勘定取引または顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P. モルガンおよびその関係会社は随時、これらの有価証券その他の金融商品の買持ちポジションまたは売持ちポジションを保有する可能性があります。

4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、本効力発生日をもって、CCEJは持株会社の完全子会社となり、CCEJの普通株式は東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、平成29年3月29日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、CCEJの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりCCEJの株主のみなさまに割当てられる当社の普通株式は東京証券取引所市場第一部および福岡証券取引所に上場されており、本効力発生日以後、金融商品取引市場での取引が可能です。

したがって、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるCCEJの株主のみなさまに対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部および福岡証券取引所において取引が可能であり、当社の普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100株未満の当社の普通株式の割当てを受けるCCEJの株主のみなさまにおいては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主のみなさまのご希望により、当社における単元未満株式の買取制度または単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取り扱いの詳細については、上記3.(1)①1(注3)「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端株が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記3.(1)①1(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

5) 公正性を担保するための措置

a) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるSMBC日興証券から本株式交換に係る株式交換比率算定書の提出を受けました。なお、当社は、第三者算定機関であるSMBC日興証券から、本株式交換における株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

CCEJは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるJ.P.モルガンから本株式交換に係る株式交換比率算定書の提出を受け、また、平成28年9月29日付で、同社の意見表明書に記載された要因および前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率がCCEJの普通株式の保有者(当社ならびにその子会社および関係会社を除きます。)にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を取得しております。

b) 外部の法律事務所からの助言

当社は、本経営統合の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を受けております。

CCEJは、本経営統合の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施および本経営統合の諸手続きについて法的な観点から助言を受けております。

6) 利益相反を回避するための措置

当社の監査等委員でない取締役であったヴィカス・ティク氏につきましては、当時ザ コカ・コーラカンパニー（以下、TCCCといたします。）COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP（コカ・コーラアジアパシフィックグループ）CFOであり、CCEJに出向する予定であったことから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加しておりません。

また、CCEJの取締役であるイリアル・フィナン氏につきましては、CCEJの筆頭株主であるヨーロピアン リフレッシュメンツの全発行株式を保有するTCCCの上級副社長を兼務していることから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加しておりません。

② 本株式交換により増加する当社の資本金および準備金等の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金および準備金の額については、以下のとおりです。かかる資本金および準備金の額は、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると判断いたします。

1) 増加する資本金の額

金0円

2) 増加する資本準備金の額

法令の規定により増加しなければならない最低額

3) 増加する利益準備金の額

金0円

(2) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(3) CCEJに関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

CCEJの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、株主総会参考書類別冊「コカ・コーライーストジャパン株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

1) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

ＣＣＥＪは、ＣＣＥＪが発行している全ての新株予約権を、当該新株予約権の新株予約権者との合意により有償で取得することができます（ただし、新株予約権１個当たりの取得価格は、ＣＣＥＪが発行している普通株式１株の時価（市場株価）に100を乗じた額から100円を控除した額以下とします。）。また、ＣＣＥＪは、当該新株予約権につき、その発行要項の規定に従って、当該新株予約権の新株予約権者に対してその行使を認めることもできます。ＣＣＥＪは、当該新株予約権のうち、発行要項に定める行使可能期間の最終日または本効力発生日の前日のいずれか早い方の日までにＣＣＥＪにより取得がされず、かつ、新株予約権者により行使がなされなかったものについては、本効力発生日の前日までに、発行要項および新株予約権者との割当契約書の規定に従って全てを無償で取得し、これを消却します。

2) 配当

ＣＣＥＪは、平成29年３月23日開催予定のＣＣＥＪの定時株主総会における承認を得た上で、次のとおりの配当を行うことを予定しています。

総額2,029,454,992円（１株当たり配当額16円）

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 配当

当社は、本株式交換の効力発生日までに、本株主総会において、第１号議案「剰余金の処分の件」のご承認を得て、次のとおりの配当を行うことを予定しています。

総額2,619,279,480円（１株当たり配当額24円（うち記念配当１円））

② 吸収分割

当社は、本株主総会において、第３号議案「当社と新ＣＣＷ設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件」のご承認を得て、同契約に基づき新ＣＣＷとの吸収分割を行うことを予定しています。

詳細につきましては、第３号議案「当社と新ＣＣＷ設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件」をご覧ください。

③ 資本準備金の額の減少

当社は、本株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額の増加額を減少することにいたしました。

減少額 本株式交換による資本準備金の額の増加額と同額

第3号議案 当社と新CCW設立準備株式会社との吸収分割契約承認の件

当社は、平成28年9月30日開催の取締役会において、本効力発生日をもって、本経営統合に際して持株会社体制へ移行するため、当社の100%出資子会社として設立する新CCWと本会社分割に係る吸収分割契約（以下、本吸収分割契約といいます。）を締結することを承認し、平成28年10月31日付で本吸収分割契約を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

また、当社は、本会社分割に伴い、会社計算規則の定めるところに従い、その他資本剰余金の額を減少させることといたしたく存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認されることを条件として生じるものとします。

1. 本会社分割を行う理由

第2号議案「当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」1. 「本株式交換を行う理由」に記載のとおりであります。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

当社および新CCWが平成28年10月31日付で締結した本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書

コカ・コーラウエスト株式会社（本効力発生日（第2条に定義される。以下同じ。）付で商号をコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社に変更予定。住所：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下「甲」という。）と、新CCW設立準備株式会社（本効力発生日付で商号をコカ・コーラウエスト株式会社に変更予定。住所：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号、以下「乙」という。）とは、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割（以下「本会社分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、本件事業に関して有する権利義務を分割して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（会社分割の効力発生日）

本会社分割の効力発生日は、平成29年4月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。ただし、本会社分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。また、本会社分割の効力の発生は、甲を株式交換完全親会社とし、コカ・コーライーストジャパン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が発生していることを停止条件とする。

第3条（金銭等の交付）

乙は、甲に対し、本会社分割に際して、乙の株式その他の金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本会社分割によりその資本金及び準備金を一切増加させない。

第5条（株主総会の承認）

甲は、平成29年3月22日に株主総会を開催し、本契約の承認を求める。なお、乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第6条（権利義務の承継）

1. 甲は、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、負債及び債務、契約上の地位及びこれに付随する権利義務並びに雇用契約その他権利義務を、本効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本会社分割による甲から乙に対する債務の承継は、すべて重畳的債務引受の方法によるものとし、内部的には乙が全額を負担するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本会社分割の効力が生じた後においても、乙が承継する本件事業と競合する事業を行うことができるものとする。

第9条（事情変更）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、本会社分割の条件を変更するか又は本契約を解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までの間に、本会社分割につき甲の株主総会の承認が得られなかった場合。
- (2) 本効力発生日の前日までの間に、法令（外国の法令を含む。）に基づき、本会社分割に関し必要な関係官庁等からの承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続きが完了しない場合。
- (3) 本件効力発生日の前日までの間に、甲又はコカ・コーライーストジャパン株式会社の株主総会にて、本株式交換に係る株式交換契約の承認が得られなかった場合。
- (4) 本効力発生日の前日までの間に、本条第3号に記載の株式交換契約が解除その他により効力を失った場合。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、本契約当事者間で誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を乙がその写しを保有する。

平成28年10月31日

甲：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

乙：福岡県福岡市東区箱崎七丁目9番66号
新CCW設立準備株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

別紙「承継権利義務明細表」

承継権利義務明細表

本効力発生日において乙が甲から承継する資産、負債及び債務、契約上の地位及びこれに付随する権利義務、雇用契約その他権利義務は、以下の各項のとおりとする。

1. 承継の対象となる資産

本効力発生日の直前において甲が保有する一切の資産。但し、次の各号に掲げる資産は、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に係る資産として、本会社分割による承継の対象外とする。

- (1) 現預金の総額のうち8億円及び株式事務のための預金口座に係る預金
- (2) 甲が保有する土地、建物及び構築物（これらに附帯又は関連する資産を含む。）
- (3) 本効力発生日付で、甲が保有し又は取得する予定の以下の会社の株式
乙
キューサイ株式会社
コカ・コーライーストジャパン株式会社
- (4) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業により生じるその他の流動資産及び固定資産（但し、甲が保有する(3)に掲げる子会社以外の子会社株式及び関連会社株式を除く。）

2. 承継の対象となる負債及び債務

本効力発生日の直前において甲が負う一切の負債及び債務。但し、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業に係る次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 未払税金
- (2) 繰延税金負債
- (3) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業及び資産管理事業により生じるその他の流動負債及び固定負債。

3. 承継の対象となる契約上の地位等（4. に掲げるものを除く。）

本効力発生日の直前において、甲が当事者となっている全ての契約における契約上の地位及びそれに付随する一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) ザ コカ・コーラカンパニー及び日本コカ・コーラ株式会社との間で締結したボトラー契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）。
- (2) 会計監査人との間で締結した契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）。
- (3) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人受託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）。
- (4) 金融機関との間で締結した株式事務のための預金口座に関する契約。
- (5) 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）。但し、上場株式の取引等に係る契約は除く。
- (6) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これらに附帯又は関連する契約を含む。）。
- (7) 役員賠償責任保険契約。
- (8) 乙に承継されない資産並びに負債及び債務に附帯又は関連する契約。

4. 承継の対象となる雇用契約等

本効力発生日の直前において、甲に在籍する者（出向している者、出向を受けている者、嘱託社員、契約社員およびパートタイマーを含む。）との間の雇用契約及びそれに付随する権利義務、並びに就業規則に規定されている労働条件。なお、労働協約については、甲とコカ・コーラウエスト労働組合との間で締結している労働協約と同一内容の労働協約が、本効力発生日において、乙と当該労働組合との間で締結されたものとみなす。

5. 許認可等

本効力発生日の直前において、本件事業に関して甲が取得している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本会社分割に際し、新C C Wは株式その他の金銭等の割当てを行いません。新C C Wは当社の100%出資子会社であることから、かかる内容は相当であると判断いたします。

(2) 本効力発生日における剰余金の配当等に関する事項

該当事項はございません。

(3) 本会社分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はございません。

(4) 新C C Wに関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等

新C C Wの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、次のとおりであります。

事 業 報 告

(平成28年10月27日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用および所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が続いており、個人消費につきましても、消費者マインドに持ち直しの動きが見られます。

清涼飲料業界におきましては、夏期の好天の影響もあり市場は前年から拡大いたしました。清涼飲料各社間の販売競争は継続しているものの、各社において収益改善に向けた動きが見られるなど、業界環境に変化の兆しが見え始めてきております。

このような経営環境の中において、当社は、平成28年9月30日付のコカ・コーラウエスト株式会社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との経営統合契約に基づき、持株会社体制へ移行するため、平成28年10月27日付でコカ・コーラウエスト株式会社の100%出資により設立されました。

また、当社は、平成28年10月31日付で、平成29年4月1日を効力発生日としてコカ・コーラウエスト株式会社のグループ経営管理事業および資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継する吸収分割契約を締結いたしました。

なお、当社は、第1期（平成28年度）において事業を行っておりません。

2. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	吉松民雄	社長 コカ・コーラウエスト株式会社代表取締役社長 西日本鉄道株式会社社外取締役
監査役	宮木博吉	コカ・コーラウエスト株式会社取締役(常任監査等委員(常勤))

(注) 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成28年10月27日付で、吉松民雄氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
また、同日付で同氏は代表取締役に選定され就任いたしました。
- (2) 平成28年10月27日付で、宮木博吉氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。

3. 株主に関する事項

- a. 株主数 1名
- b. 株主

株主名	持株数	持株比率
コカ・コーラウエスト株式会社	1株	100.0%

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,963	流動負債	38
繰延税金資産	19	未払法人税等	38
関係会社預け金	99,943	負債合計	38
		(純資産の部)	
		株主資本	99,924
		資本金	100,000
		利益剰余金	△75
		その他利益剰余金	△75
		繰越利益剰余金	△75
		純資産合計	99,924
資産合計	99,963	負債純資産合計	99,963

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(平成28年10月27日から
平成28年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販売費及び一般管理費		65
営業損失		△65
営業外収益		
受取利息・受取配当金	9	9
経常損失		△56
税引前当期純損失		△56
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	△19	19
当期純損失		△75

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書
(平成28年10月27日から
平成28年12月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本			株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
平成28年10月27日残高	—	—	—	—	
当事業年度中の変動額					
新株の発行	100,000	—	100,000	100,000	
当期純損失	—	△75	△75	△75	
当事業年度中の変動額合計	100,000	△75	99,924	99,924	
平成28年12月31日残高	100,000	△75	99,924	99,924	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
	株	株	株	株
発行済株式数 普通株式	—	1	—	1
合計	—	1	—	1

(注) 普通株式の増加1株は会社設立に伴う新株の発行によるものであります。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私監査役は、平成28年10月27日から平成28年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成29年2月16日

新CCW設立準備株式会社

監 査 役 宮 木 博 吉 ㊞

以 上

- ② 新CCWにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等
該当事項はありません。
- (5) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等
- ① 配当
当社は、本会社分割の効力発生日までに、本株主総会において、第1号議案「剰余金の処分の件」のご承認を得て、次のとおりの配当を行うことを予定しています。
総額2,619,279,480円（1株当たり配当額24円（うち記念配当1円））
- ② 株式交換
当社は、本株主総会において、第2号議案「当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」のご承認を得て、同契約に基づきCCJとの株式交換を行うことを予定しています。
詳細につきましては、第2号議案「当社とコカ・コーライーストジャパン株式会社との株式交換契約承認の件」をご覧ください。
- ③ 資本準備金の額の減少
当社は、本株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額の増加額を減少することにいたしました。
減少額 本株式交換による資本準備金の額の増加額と同額

第4号議案 定款一部変更の件

本経営統合に伴い、当社の商号変更等を含む定款の一部変更を行いたいと存じます。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会および平成29年3月23日開催予定のCCEJの定時株主総会において本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る株式交換契約承認の件ならびに本株主総会において本会社分割に係る吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認され、それらの効力が本効力発生日に発生することを条件として、本効力発生日をもって生じるものいたします。

1. 提案の理由

本定款変更を行う主な理由は、以下のとおりです。

- (1) 本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、商号を「コカ・コーラウエスト株式会社」から「コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」へ変更するものです。（変更案第1条）
- (2) 本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、事業目的を整理し、追加・変更を行うことおよび経営体制の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を変更することならびに相談役および顧問制度に係る規定の削除を行うものです。（変更案第2条、第20条、現行定款第29条の削除）
- (3) 本株式交換に伴う新株発行および今後の機動的な経営を図るため、発行可能株式総数を5億株に変更するものです。（変更案第6条）
- (4) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第28条）（なお、かかる変更につきましては、各監査等委員である取締役の同意を得ております。）
- (5) 本経営統合に伴う商号の変更により、TCCCとの間で新たに平成29年4月1日付商号使用許可契約を締結することとなるため、附則の変更を行うものであります。
- (6) その他、条文の削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、コカ・コーラウエスト株式会社と称し、英文では、 <u>COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED</u> と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Coca-Cola Bottlers Japan Inc.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>(11) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。</p> <p>(12) (省 略) (新 設)</p> <p>(13)～(19) (省 略)</p> <p>(20) 自動車の修理、整備業。</p> <p>(21)～(22) (省 略) (新 設) (新 設)</p> <p>(23)～(24) (省 略)</p> <p>第3条～第5条 (省 略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>貨物自動車運送業、貨物利用運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。</u></p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) <u>病院施設内等でのテレビ、冷蔵庫、ランドリー機器およびロッカー等のレンタル業。</u></p> <p>(14)～(20) (現行どおり)</p> <p>(21) <u>自動車の売買、修理および整備業。</u></p> <p>(22)～(23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>電気工事業。</u></p> <p>(25) <u>古物売買業。</u></p> <p>(26)～(27) (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億7千万株</u>とする。</p> <p>第7条～第12条 (省 略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (省 略)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名以内をおく。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第21条～第27条 (省 略) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名をおくことができる。</u></p> <p>第5章 監査等委員会 第30条～第32条 (省 略)</p> <p>第6章 計 算 第33条～第35条 (省 略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内をおく。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第21条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会 第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算 第32条～第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当会社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p style="text-align: center;">附 則 2 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当会社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成29年4月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p style="text-align: center;">附 則 2 (現行どおり)</p>

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者のうち柴田暢雄、竹森英治、深見利雄、岡本繁樹、藤原義樹、本坊俊一郎および三浦善司の7氏の任期につきましては、本株主総会および平成29年3月23日開催予定のCCEJの定時株主総会において、本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る株式交換契約承認の件ならびに本株主総会において本会社分割に係る吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認され、それらの効力が本効力発生日に発生することを条件として、第6号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任の効力が生じるまでの期間の経営を現行の取締役体制で行うべく、定款第22条第1項の規定にかかわらず、本効力発生日の前日（平成29年3月31日（予定））までといたしたく存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	よし まつ たみ お雄 松 民 雄 (昭和22年2月10日生)	昭和44年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成12年3月 同社取締役 平成16年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成18年7月 当社取締役 当社専務執行役員 平成19年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 同社社長 平成21年1月 当社副社長 平成21年3月 当社代表取締役（現任） 平成22年1月 当社社長（現任） 平成28年6月 西日本鉄道(株)社外取締役（現任）	10,600株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、営業、物流、経営企画部門における業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの社長や当社取締役としての豊富な経営経験を有し、現在も当社およびグループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	しば た のぶ お 柴 田 暢 雄 (昭和21年11月12日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年3月 当社取締役 平成11年3月 当社常務執行役員 平成16年4月 当社専務執行役員 平成17年1月 コカ・コーラウエストジャパンプロダクツ(株)〔現、 コカ・コーラウエストプロダクツ(株)〕代表取締役 同社社長 平成21年1月 当社副社長 (現任) 平成21年3月 当社取締役 平成24年6月 (株)九州リースサービス社外取締役 (現任) 平成27年3月 当社代表取締役 (現任) 平成27年5月 四国コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 同社社長 平成28年1月 キューサイ(株)代表取締役 同社会長 平成28年3月 特定非営利活動法人市村自然塾九州 代表理事 (現任)	13,276株
【選任理由】 同氏は、管理部門における業務実績と、S C M事業グループ会社社長や当社取締役としての豊富な 経営経験を有し、現在も当社およびグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、 同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	たけ もり ひで はる 竹 森 英 治 (昭和29年8月16日生)	昭和53年4月 南九州コカ・コーラボトリング㈱入社 平成15年3月 同社取締役 平成19年3月 同社常務取締役 平成20年1月 同社取締役 同社常務執行役員 平成24年1月 同社社長 平成24年3月 同社代表取締役 当社取締役(現任) 平成26年1月 当社専務執行役員 平成27年1月 当社グループ上席執行役員(現任) コカ・コーラウエスト販売機器サービス㈱ 代表取締役(現任) 同社社長(現任)	5,231株
	<p>【選任理由】 同氏は、営業、管理、経営企画部門における業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの社長や当社取締役としての豊富な経営経験を有し、現在もグループの経営陣および営業事業グループ会社の代表取締役としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
4	ふか み とし お 深 見 利 雄 (昭和31年3月16日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年1月 当社執行役員 平成19年1月 当社グループ執行役員 西日本ビバレッジ㈱代表取締役 同社社長 平成21年3月 四国コカ・コーラボトリング㈱取締役 平成22年7月 同社常務取締役 平成24年3月 当社常務執行役員 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社グループ上席執行役員(現任) コカ・コーラウエストセールスサポート㈱ 代表取締役(現任) 同社社長(現任)	5,488株
	<p>【選任理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、当社が完全子会社化する前のコカ・コーラボトラーの取締役や当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣および営業事業グループ会社の代表取締役としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	おかもと しげき 岡本 繁 樹 (昭和31年11月13日生)	昭和54年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成20年4月 当社執行役員 平成22年1月 当社グループ上席執行役員 コカ・コーラウエスト販売機器サービス(株) 代表取締役 同社社長 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社C S V統括部長(現任)	4,287株
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、管理、C S R、経営企画、営業部門等の幅広い業務実績と、営業事業グループ会社社長や当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
6	ふじわら よしき 藤原 義 樹 (昭和37年10月5日生)	昭和60年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社 平成22年1月 当社執行役員 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社営業統括本部長(現任)	3,573株
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
7	こが やすのり 古賀 靖 教 (昭和37年4月26日生)	昭和60年4月 当社入社 平成22年1月 当社執行役員 平成24年1月 当社常務執行役員(現任) 平成26年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社企画・財務統括部長(現任)	3,018株
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、総務、人事、財務、経営企画など管理部門全般にわたる業務実績と、当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	ほん ぼう しゅん いち ろう 本 坊 俊 一 郎 (昭和39年6月9日生)	平成4年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株)入社 平成19年3月 同社取締役 平成20年1月 同社執行役員 平成23年3月 同社取締役 平成24年1月 同社常務執行役員 平成26年1月 当社常務執行役員(現任) 平成26年3月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社営業統括本部九州営業本部長(現任)	2,434株
	<p>【選任理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と、当社と経営統合する前のコカ・コーラボトラーの取締役や当社取締役としての経営経験を有し、現在もグループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
9	み 三 うら ぜん じ 三 浦 善 司 (昭和25年1月5日生)	昭和51年4月 (株)リコー入社 平成5年1月 RICOH FRANCE S.A. 取締役社長 平成12年10月 (株)リコー執行役員 平成15年6月 同社上席執行役員 平成16年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社取締役 同社専務執行役員 平成20年3月 当社社外監査役 平成23年4月 (株)リコー代表取締役(現任) 同社副社長執行役員 平成25年4月 同社社長執行役員(現任) 同社CEO(現任) 平成28年3月 当社社外取締役(現任)	—
	<p>【選任理由】 同氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、当社での会社経営者としての豊富な経験や知見を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。</p>		

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- (1) 柴田暢雄氏は、特定非営利活動法人市村自然塾九州の代表理事であり、当社は同法人に対して、地域社会貢献活動費として運営費等の支出を行っております。
なお、同氏は、平成29年2月16日付をもって、キューサイ株式会社代表取締役および同社会長を退任しております。
 - (2) 三浦善司氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社は、当社の「その他の関係会社」であります。当社との間における特別の利害関係はありません。
 - (3) その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 三浦善司氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
 - (2) 同氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって1年になります。
 - (3) 同氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
 - (4) 現在、当社は同氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

第6号議案 経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本経営統合に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の選任の効力は、本株主総会および平成29年3月23日開催予定のCCEJの定時株主総会において、本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る株式交換契約承認の件ならびに本株主総会において本会社分割に係る吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認され、それらの効力が本効力発生日に発生するとともに、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認され、その任期を平成29年3月31日までとして選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期満了に伴う退任を条件として、本効力発生日をもって生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	※ ヴィカス・ティク (昭和40年7月26日生)	昭和63年5月 DIAGEO PLC (The Pillsbury Company, USA) 入社 平成8年12月 同社 (The Pillsbury Company, Australia) C F O 平成10年1月 同社 (The Pillsbury Company, Asia-Pacific) C F O 平成12年8月 SOURCE MDXシニアバイスプレジデント兼C O O 平成17年1月 THE HERSHEY COMPANYアジアパシフィック担当 最高経営責任者(マネージングディレクター) 平成17年7月 THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラカンパニー] M&Aグループマネジャー 平成18年6月 同社COCA-COLA AFRICA GROUP C F O 平成21年5月 日本コカ・コーラ(株)副社長兼C F O 平成21年6月 同社代表取締役副社長兼C F O 平成22年3月 コカ・コーラビジネスサービス(株) [現、コカ・コーラアイ・ビー・エス(株)] 社外取締役 平成23年3月 当社社外取締役 平成27年2月 THE COCA-COLA COMPANY [ザ コカ・コーラカンパニー] COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP C F O 平成28年11月 コカ・コーライーストジャパン(株) 副社長執行役員 (現任)	—
【選任理由】 同氏は、C C E Jの副社長執行役員であり、同社での業務実績と、これまでの当社およびT C C Cにおける豊富な経験に基づくコカ・コーラ事業におけるグローバルな知見を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	<p>※ コステル・マンドレア (昭和49年7月21日生)</p>	<p>平成10年10月 COCA-COLA MORINO BEVERAGES (ティミショアラ) トレード・マネジャー (ルーマニアおよび モルドバ担当)</p> <p>平成12年5月 COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY ROMANIA (ブカレスト) マーケティング担当 マネジャー (東ゾーン担当)</p> <p>平成17年5月 同社オペレーショナル・マネジャー</p> <p>平成18年9月 COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY セントラル・オフィス (アテネ) コマーシャル部門担当ディレクター</p> <p>平成22年1月 COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY EURASIA (モスクワ) キーアカウントディレクター</p> <p>平成25年1月 COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY 本社R T M担当ディレクター</p> <p>平成27年1月 コカ・コーライーストジャパン(株)常務執行役員</p> <p>平成27年7月 同社副社長執行役員 (現任)</p> <p>平成28年3月 同社取締役 (現任)</p>	—
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、C C E J の取締役副社長執行役員であり、同社での業務実績とこれまでの海外数カ国の コカ・コーラボトラーにおける営業責任者としての豊富な経験に基づくコカ・コーラ事業における グローバルな知見を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	※ よし おか ひろし 吉 岡 浩 (昭和27年10月26日生)	昭和50年4月 日本無線(株)入社 昭和54年1月 ソニー(株)入社 平成13年10月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 平成15年4月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズAB CVP 平成17年11月 ソニー(株)業務執行役員SVP 平成20年4月 同社業務執行役員EVP 平成21年4月 同社執行役員副社長 平成25年7月 コカ・コーライーストジャパン(株)社外取締役 (現任)	—
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、CCEJの社外取締役であり、同社でのこれまでの経験やソニー株式会社において培われた豊富な経験や知見を当社グループの経営に活かしていただくため、取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ヴィカス・ティク、コストル・マンドレアおよび吉岡 浩の3氏は、CCEJの取締役もしくは執行役員であり、同社は当社との間に、商品購入等の取引関係があるとともに、統合契約および株式交換契約等を締結しております。
3. 吉岡 浩氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
- (2) 同氏の選任が承認された場合、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行う予定であります。
- (3) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。
- (4) 同氏は、平成24年12月31日をもって、ソニー株式会社の執行役員副社長を退任されております。

第7号議案 経営統合に伴う監査等委員である取締役3名選任の件

本経営統合に伴い監査等委員である取締役 宮木博吉、一木剛太郎、礪山誠二および大神朋子の4氏は、本効力発生日の前日（平成29年3月31日（予定））をもって辞任する予定であります。

つきましては、本経営統合および監査等委員である取締役の辞任に伴い、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、各候補者の選任の効力は、本株主総会および平成29年3月23日開催予定のCCEJの定時株主総会において、本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る株式交換契約承認の件ならびに本株主総会において本会社分割に係る吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認され、それらの効力が本効力発生日に発生することおよび上記監査等委員である取締役4氏が辞任することを条件として、本効力発生日をもって生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ みうらぜんじ 三浦善司 (昭和25年1月5日生)	昭和51年4月 ㈱リコー入社 平成5年1月 RICOH FRANCE S.A. 取締役社長 平成12年10月 ㈱リコー執行役員 平成15年6月 同社上席執行役員 平成16年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社取締役 同社専務執行役員 平成20年3月 当社社外監査役 平成23年4月 ㈱リコー代表取締役（現任） 同社副社長執行役員 平成25年4月 同社社長執行役員（現任） 同社CEO（現任） 平成28年3月 当社社外取締役（現任）	—
	<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社での会社経営者としての豊富な経験や知見を有していること、また、当社監査役としての監査経験や取締役としての経営経験を有し、これまでも会社経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいていることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	※ イリアル・フィナン (昭和32年6月14日生)	昭和59年10月 COCA-COLA BOTTLERS IRELAND, LTD. ファイナンスディレクター 平成3年1月 COCA-COLA BOTTLERS ULSTER, LTD. マネージングディレクター 平成7年6月 COCA-COLA MORINO BEVERAGES マネージングディレクター 平成13年3月 COCA-COLA HELLENIC BOTTLING COMPANY S.A. CEO 平成16年8月 THE COCA-COLA COMPANY 〔ザ コカ・コーラカンパニー〕 上級副社長(ボトリング投資グループ社長)(現任) 平成24年3月 コカ・コーラセントラルジャパン(株)社外取締役 平成25年7月 コカ・コーライーストジャパン(株)社外取締役(現任)	—
	【選任理由】 同氏は、TCCCの上級副社長であるとともに、CCEJの社外取締役であり、TCCCの経営ならびに全世界のコカ・コーラボトラーを統括するボトリング投資グループの代表として長年コカ・コーラビジネスに携わってきた会社経営者としての豊富な経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。		
3	※ ジョン・マーフィー (昭和37年2月5日生)	昭和63年 THE COCA-COLA COMPANY〔ザ コカ・コーラカンパニー〕入社 平成3年 日本コカ・コーラ(株)入社 平成8年 THE COCA-COLA COMPANY〔ザ コカ・コーラカンパニー〕インドネシアリジョンマネージャー 平成12年 日本コカ・コーラ(株)副社長CFO 平成16年 同社社長代行 平成17年 THE COCA-COLA COMPANY〔ザ コカ・コーラカンパニー〕経営戦略担当副社長 平成20年10月 同社 COCA-COLA LATIN CENTER BUSINESS UNIT 社長 平成25年1月 同社 COCA-COLA SOUTH LATIN BUSINESS UNIT 社長 平成28年8月 同社 COCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP 社長(現任)	—
	【選任理由】 同氏は、TCCCのCOCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP(コカ・コーラアジアパシフィックグループ)社長であり、長年日本およびグローバルのコカ・コーラビジネスに携わってきた会社経営者としての豊富な経験を有していることから、重要な経営判断に関する意思決定や想定されるリスク対応に関すること等全般にわたって提言いただく立場に適しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- (1) 三浦善司氏は、株式会社リコーの代表取締役社長執行役員・CEOであり、同社は、当社の「その他の関係会社」であります。当社との間における特別の利害関係はありません。
 - (2) イリアル・フィナン氏は、TCCCの上級副社長（ボトリング投資グループ社長）であり、同社は当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。また、同氏は、CCEJの取締役であり、同社は当社との間に商品購入等の取引関係等があるとともに、統合契約および株式交換契約等を締結しております。
 - (3) ジョン・マーフィー氏はTCCCのCOCA-COLA ASIA PACIFIC GROUP（コカ・コーラアジアパシフィックグループ）社長であり、同社は当社との間にコカ・コーラ等の製造・販売および商標使用等に関する契約を締結しております。
3. 三浦善司、イリアル・フィナンおよびジョン・マーフィーの3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 3氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
 - (2) 三浦善司氏は、現に当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって1年になります。
 - (3) 三浦善司氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所および証券会社制法人福岡証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
 - (4) 現在、当社は三浦善司氏との間に責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、イリアル・フィナンおよびジョン・マーフィーの両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

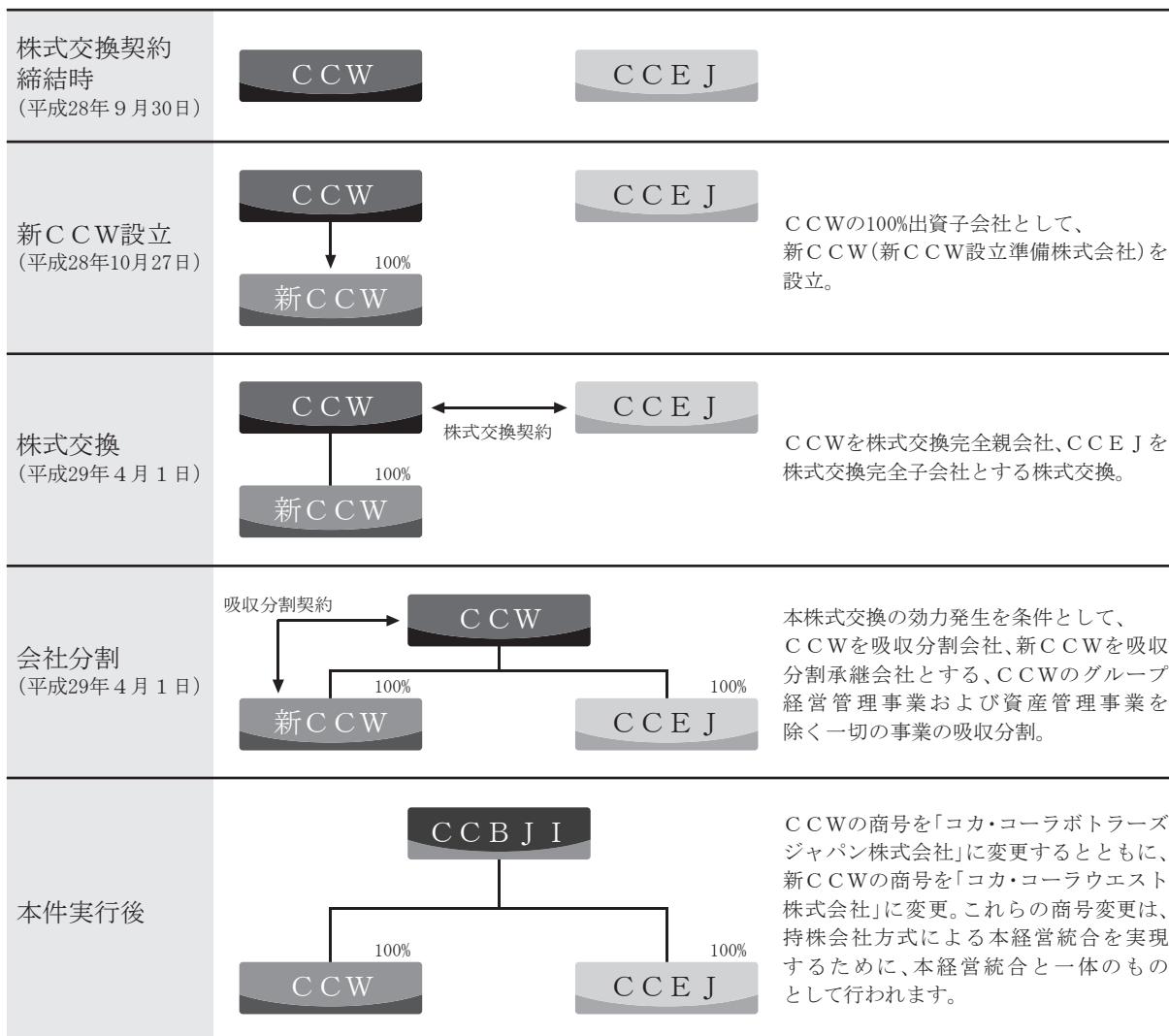
当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、平成28年3月23日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、本経営統合に伴う経営規模の拡大等を考慮するとともに、業績目標の達成に向けた国内外の優秀な人材の確保および業績連動型報酬の拡充を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額750百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と定めることならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額および支給の時期等については、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役1名）ありますが、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役1名）となります。また、本株式交換契約および本吸収分割契約の効力発生ならびに第6号議案「経営統合に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認されますと、平成29年4月1日以降の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

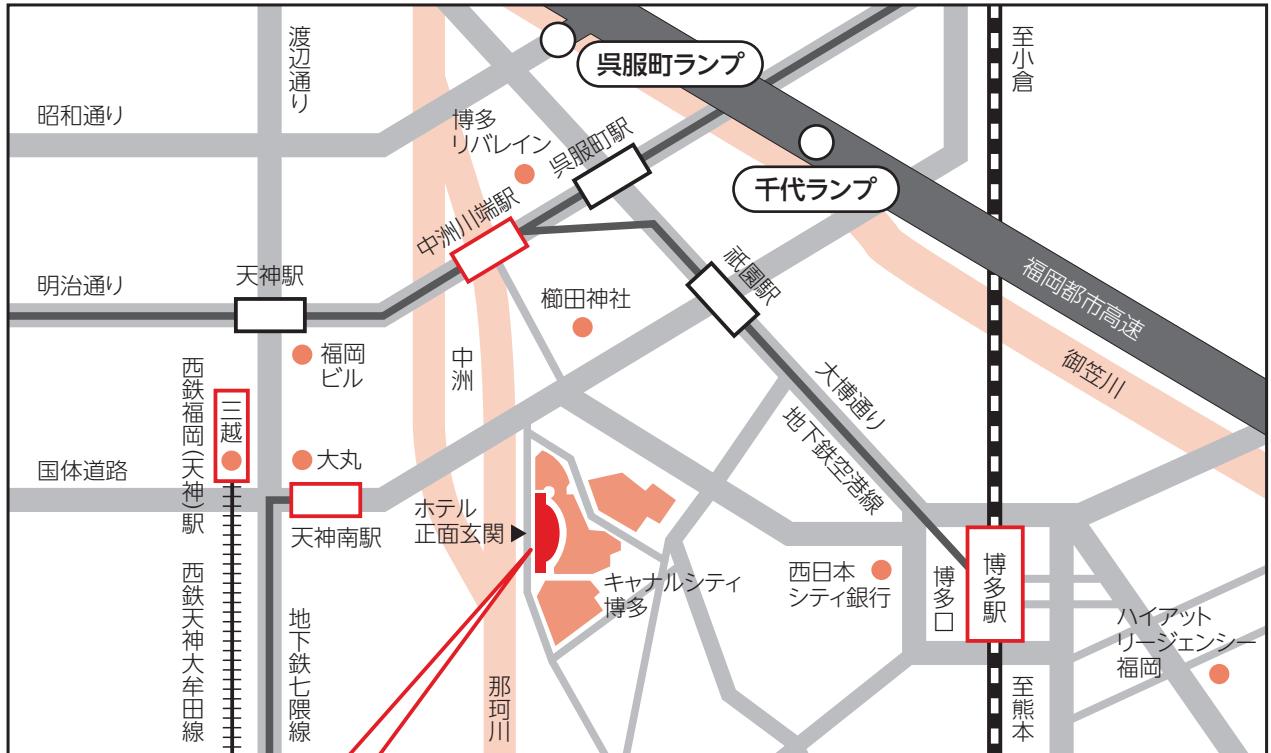
以 上

(参考：本経営統合概略図)

CCW : コカ・コーラウエスト株式会社
 CCE J : コカ・コーライーストジャパン株式会社
 CCB J I : コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社



株主総会会場ご案内図



日時 平成29年3月22日(水曜日)
午前10時

会場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランドハイアット福岡
3階 ザ・グランド・ボールルーム
TEL:092-282-1234

会場までの交通のご案内

- 福岡空港から車で約15分
- JR「博多」駅から
徒歩で約15分または車で約6分
- 西鉄「福岡(天神)」駅から
徒歩で約15分または車で約6分
- 地下鉄「中洲川端」駅から
徒歩で約7分
- 地下鉄「天神南」駅から
徒歩で約10分または車で約5分

